

奈良地方最低賃金審議会 会議資料（第515回）

資料No.	資 料 名	ページ
No. 1	奈良県特定最低賃金の改正決定に係る申出書（3業種）	1

奈良県特定最低賃金の改正に係る申出書

1－1 関係法令条文【参考】

1－2 奈良県特定最低賃金の改正に係る申出書（3業種）

1－3 令和7年度 特定最低賃金申出状況一覧表

関 係 法 令 【 参 考 】

最低賃金法第 15 条第 1 項

労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣または都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。



奈良労働局長 石崎 琢也 殿

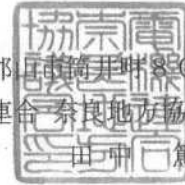
令和7年 月 日

大和郡 市 町 村 番 号

電機連合 奈良地方協議会

議 長

山 中 篤 史



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

奈良県において、電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者
1,220名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 A : 567名

奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 B : 1,220名

$$A / B \times 100 = 46.5\%$$

最も低い労働協約の金額 = 10,101円/日額 1,301円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 986円/時間額

5. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 最低賃金改正の申出に関する合意書及び申請代表者に対する委任状
- ③ 奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況
- ④ 所定労働時間数及び所定労働日数

以 上



奈良県における電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、
産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

(平成28年経済センサス活動調査等に基づく推計)

適用使用者数 62
適用労働者数 1,220

(上記の内最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

事業所名	組織名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
		284
		283
計		567

所定労働日数及び所定労働時間数、協定月額

事業所名	所定労働日数	所定労働時間数	協定月額	日額	時間額
	19.84	153.7	201,000	10,131	1,308
	19.8	153.7	200,000	10,101	1,301



令和7年 月 日

奈良労働局長
石崎 琢也 殿



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

奈良県において、奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

7,510名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数

A: 3,016名

奈良県における、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数

B: 7,510名

$$A / B \times 100 = 40.00\%$$

最も低い労働協約の金額 = 7901円/日額 988円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 986円/時間額

5. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 最低賃金改正の申出に関する合意書及び申請代表者に対する委任状
- ③ 奈良県における奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況
- ④ 所定労働時間数及び所定労働日数

以上



奈良県におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
の事業所数と労働者数の概況

(令和3年経済センサス活動調査に基づく推計)

適用使用者数 250
適用労働者数 7,510

(上記の内最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

事業所名	組織名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
		256
		1,160
		60
		33
		798
		161
		169
		374
計		3,011

所定労働日数及び所定労働時間数、協定月額

事業所名	所定労働日数	所定労働時間数	協定月額	日額	時間額
	20.33	157.5	180,600	8,883	1147
	20.3	157.5	197,000	9,704	1251
	20.58	161.24	185,300	9,004	1149
		155	200,800		1295
		157.6	195,000		1237
				8,309	1038
	20.25	162	160,000	7,901	988
	20.3	157.3	185,000	9,113	1176



令和 年 月 日

奈良労働局長
石崎 琢也 殿

橿原市 十市町
ジェイテクト労働組合奈良支部内
自動車総連 奈良地方協議会
議長



申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、奈良県自動車小売業最低賃金の改正の決定を下記のとおりに申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

奈良県において、自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 3800 名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

奈良県自動車小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が、概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数

A: 1306 名

奈良県に自動車小売業を営む使用者に使用される労働者数

B: 名

$$A / B \times 100 = 34.36\%$$

最も低い労働協約の金額 = 161.500 円/日額 7541 円/時間額

現在適用されている法定最低賃金額 = 986 円/時間額

5. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 最低賃金改正の申出に関する合意書及び申請代表者に対する委任状
- ③ 奈良県における自動車小売業の事業所数と労働者数の概況
- ④ 所定労働時間数及び所定労働日数

以 上



奈良県における自動車小売業の事業所数と労働者数の概況

(令和3年経済センサス活動調査等に基づく推計)

適用使用者数	517
適用労働者数	3,800

(ア、上記の内最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳)

事業所名	組織名	最低賃金に関する労働協約の適用労働者数
		493
		285
		79
		172
		95
		143
		39
計		1,306

所定労働日数及び所定労働時間数、協定月額

事業所名	所定労働日数	所定労働時間数	協定月額	日額	時間額
	21	161	190,000	9,048	1,179
	20.4	163.3	209,400	10,265	1,282
			161,500	7,541	1,006
			195,600	9,205	1,227
	21.75	157.68	161,000	7,402	1,021
			200,000	9,303	1,241
			165,300	7,689	1,003

令和7年度 特定最低賃金申出状況一覧表 奈良労働局

最低賃金の件名	受理日	申出内容	申請 ケース	協約適用 労働者数 (A)	基幹的労働者数 (B)	合意者 割合 (A/B)	最も低い労働 協約時間額 (C)	現在適用の最 低賃金時間額 (D)	差額 (C-D)
奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金	R7.7.31	改正	労働協約	567	1,220	46.5%	1,301円	986円	+315円
奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	R7.8.1	改正	労働協約	3,011	7,510	40.1%	988円	986円	+2円
奈良県自動車小売業最低賃金	R7.8.6	改正	労働協約	1,306	3,800	34.4%	1,003円	986円	+17円